

食品安全委員会第615回会合議事録

1. 日時 平成28年 7 月19日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 8品目

[1] オキサチアピプロリン	[2] クロフェンテジン
[3] ピリダリル	[4] ピリベンカルブ
[5] フルベンジアミド	[6] マンジプロパミド
[7] メタアルデヒド	[8] メピコートクロリド

（厚生労働省からの説明）

・農薬及び動物用医薬品 1品目

ジノテフラン

（厚生労働省からの説明）

・動物用医薬品 1品目

クロサンテル

（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について

（3）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

（事務局）

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「オキサチアピプロリン」「クロフェンテジン」「ピリダリル」「ピリベンカルブ」「フルベンジアミド」「マンジプロパミド」「メタアルデヒド」「メピコートクロリド」「ジノテフラン」及び「クロサンテル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料 2－1 食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について

資料 2－2 食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第615回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第615回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は4点ございます。

資料 1－1 が「食品健康影響評価について」、資料 1－2 が「『オキサチアピプロリン』『クロフェンテジン』『ピリダリル』『ピリベンカルブ』『フルベンジアミド』『マンジプロパミド』『メタアルデヒド』『メピコートクロリド』『ジノテフラン』及び『クロサンテル』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料 2－1 が「食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について」、資料 2－2 が「食品安全委員会が収集した食品安全に関する主な情報」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成27年7月1日の委員会資料1の確認書を確認したところ、本日の議事について同委員会決定に掲げられた場合に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよ

ろしいですか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から7月11日付で、農薬8品目、農薬及び動物用医薬品1品目、動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1-2の別添1に基づきまして、御説明いたします。

まず1剤目でございますが、オキサチアピプロリンでございます。本件につきましては、インポートトレランスによる残留基準の設定要請がございましたので、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、ばれいしょ、トマト、ぶどう等に基準値が設定されております。

国際基準における評価状況ですが、JMPRで評価されておらず、国際基準もございません。諸外国におきましては、米国におけるたまねぎ、トマト等を初めといたしまして、ここに記載されてございますような作物に基準値が設定されてございます。今回のインポートトレランス申請では、米国のたまねぎ、トマト等の基準を参照しながら、基準値設定が要請されてございます。

食品安全委員会での評価といたしましては、平成27年7月に評価結果をいただいております。ADIが3.4 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとなっております。

続きまして、2品目め、クロフェンテジンでございます。本件につきましては、インポートトレランス申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がなされており、りんご、なし、もも等に基準値が設定されてございます。

国際機関における評価でございますが、JMPRでADIが0.02 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとされており、仁果類果実、核果類果実等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるりんご、もも等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。今回のインポートトランス申請では、EUのバナナの基準値を参照しながら基準設定が要請されてございます。

食品安全委員会での評価といたしましては、平成27年6月に評価結果をいただいております。ADIが0.017 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとされてございます。

続きまして、3剤目、ピリダリルでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、キャベツ、はくさい、トマト、アスパラガス等に基準値が設定されてございます。今回、しゅんぎく、ほうれんそう、すいか等への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での評価状況でございますが、JMPRで評価されておらず、国際基準も設定されてございません。諸外国におきましては、米国におけるあぶらな科野菜、果菜類等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では6回評価をいただいております。直近の評価結果では、ADIが0.028 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、4品目、ピリベンカルブでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては農薬登録がなされており、かんきつ、だいず、たまねぎ等に基準値が設定されており、今回、稲、小麦、はくさい等への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関における評価でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国におきましても基準値は設定されておりません。

食品安全委員会の評価といたしましては、平成23年5月に評価結果をいただいております。ADIが0.039 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、5剤目、フルベンジアミドでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては農薬登録がなされており、もも、キャベツ、茶等に基準値が設定されて

ございます。今回、てんさい、ごぼう、セルリー等への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関における評価でございますが、JMPRでADIが0.02 mg/kg 体重/day、ARfDが0.2 mg/kg 体重とされてございます。国際基準は、レタス、トマト、ぶどう等に基準値が設定されてございます。諸外国においては、米国における果菜類、仁果類、畜産物等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では4回評価をいただいております、直近の評価結果では、ADIが0.017 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、6剤目、マンジプロパミドでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請及びインポートトレランス申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤です。

日本においては農薬登録がなされており、ばれいしょ、トマト、はくさい、なす等に基準値が設定されてございます。今回、えだまめ、いちじく、ホップへの適用拡大申請がなされてございます。

国際機関における評価でございますが、JMPRでADIが0.2 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしとされてございます。国際基準は、ブロッコリー、セルリー、きゅうり等に設定されてございます。諸外国においては、米国におけるにんじん、たまねぎ、ホップ等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。今回のインポートトレランス申請では、米国、カナダのばれいしょの基準値を参照しながら、基準値設定が要請されてございます。

食品安全委員会では3回評価をいただいております、直近の評価結果では、ADIが0.05 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、7剤目、メタアルデヒドでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は軟体動物駆除剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、稲、レタス、みかん、キャベツ等に基準値の設定がなされております、今回、はくさい、れんこん、いちごへの適用拡大申請がなされております。

国際機関における評価でございますが、JMPRで評価されておらず、国際基準もございません。諸外国においては、米国におけるレタス、かんきつ類等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では4回評価をいただいております、直近の評価結果では、ADIが0.022 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、8剤目、メピコートクロリドでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでござい

ます。

なお、本剤につきましては、ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しにつきまして、平成25年11月に食品健康影響評価をお願いしてございます。

用途は植物成長調整剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、ぶどうに基準値の設定がなされてございます。今回、ぶどうの使用方法の変更、従来1回使用から2回使用となる変更でございですが、これによる適用拡大申請がなされております。

国際機関における評価でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。諸外国におきましては、米国におけるぶどう、綿実、畜産物等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価結果はございませんが、冒頭申し上げたとおり、現在、ポジティブリスト制度の導入時に設定いたしました基準値の見直しについて御検討いただいているところでございます。

続きまして、9剤目、ジノテフランでございます。本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては農薬登録がなされており、稲、だいず、きゅうり等に基準値が設定されてございます。今回、あずき、わけぎ、オリーブへの適用拡大申請がなされてございます。また、本剤は動物用医薬品といたしましても、ここに記載のとおり使用されているものでございます。

国際機関における評価でございますが、JMPRでADIが0.2 mg/kg 体重/day、ARfDが1 mg/kg 体重とされてございます。また、国際基準は、米、ぶどう、畜産物等に基準値が設定されてございます。諸外国におきましては、米国における米、レタス、きゅうり等を初めといたしまして、ここに記載されておりますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では5回評価をいただいております。直近の評価結果では、ADIは0.22 mg/kg 体重/dayとなっております。

最後に10剤目、クロサンテルでございます。本件につきましては、平成27年4月に食品健康影響評価の結果をいただいておりますが、基準値改定の際に牛の筋肉等の本基準の変更が必要となったことから、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づきまして食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は寄生虫駆除剤でございます。

日本においては承認はございません。

国際機関における評価でございますが、JECFAでADIが0.03 mg/kg 体重/dayとされてございます。国際基準は、牛、羊に基準値が設定されてございます。諸外国におきましては、EUにおける牛、羊、乳を初めといたしまして、ここに記載されております畜産物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では、平成27年4月に評価結果をいただいております、ADIは0.025 mg/kg 体重/dayとなっております。

最後に、別添2といたしまして、食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いするものにつきまして、追加データを提出させていただいておりますものを列記させていただいております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「オキサチアピプロリン」「クロフェンテジン」「ピリダリル」「ピリベンカルブ」「フルベンジアミド」「マンジプロパミド」「メタアルデヒド」、農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」、動物用医薬品「クロサンテル」の9品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

先ほど申し上げたもののうち、動物用医薬品「クロサンテル」を除く8品目については、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、これら8品目について、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほど厚生労働省からいただいた説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。では、説明申し上げます。

農薬「オキサチアピプロリン」及び「クロフェンテジン」につきましては、試験成績としては作物残留試験のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

農薬「ピリダリル」「ピリベンカルブ」「フルベンジアミド」「メタアルデヒド」につきましては、試験成績としては作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。しかし、農薬専門調査会におきましては、急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

農薬「マンジプロパミド」につきましては、28日間免疫毒性試験、遺伝毒性試験等の結果が、農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」につきましては、動物体内運命試験、家畜残留試験等の結果がそれぞれ追加されているため、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると考えられます。

また、農薬「メピコートクロリド」につきましては、平成25年11月18日に評価要請の説明がなされ、農薬専門調査会が担当の専門調査会であることから、あわせて調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明によれば、農薬「オキサチアピプロリン」及び「クロフェンテジン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことです。専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定する。農薬「ピリダリル」「ピリベンカルブ」「フルベンジアミド」「メタアルデヒド」については、農薬専門調査会で調査審議する。農薬「マンジプロパミド」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められることですので、農薬専門調査会で調査審議する。農薬「メピコートクロリド」については、担当されている農薬専門調査会で調査審議する。農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められるとのことです。農薬専門調査会で調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 また、動物用医薬品「クロサントール」については、当委員会において既に食品健康影響評価を行い、平成27年4月14日付で厚生労働大臣宛てに評価結果を通知しているところです。ただ今の厚生労働省の説明を聞いた限りにおいては、同委員会決定の1の（1）の規定の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により、新たな化学的知見の存在を確認できないとき」に該当するものと認められます。よって、同規定に基づき、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 それでは、事務局は手続をお願いいたします。

黒羽室長、ありがとうございました。

（2）食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（6月18日～7月1日収集分）について」です。
事務局から報告してください。

○岡田情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料2-1及び2-2に基づきまして報告いたします。画面の方に出ているかと思えますけれども、これはいつもの総括表ということになります。

次のページに行きまして、食品安全関係情報ということで、今回の期間は92件収集しています。その主なものということで御紹介させていただきます。

最初が化学物質のところ、EFSAのマイクロプラスチック関係ということです。EFSAは6月23日、食品、特に水産物中ということになりますけれども、マイクロプラスチック及びナノプラスチックの存在に関する声明について報道発表をしたという情報になります。声明の中では、このテーマに関する既存の文献を検証して、これらの材料、プラスチックの存在量、毒性及び消化後どうなるかというようなデータ、これは全体的にリスク評価するには不十分であると声明しているのですけれども、特にナノプラスチックについては注意が必要であるというような内容になっているようです。

これを受けて、EFSAでは、この分野における科学的進展を評価して、データや知見が不足している部分を特定して、これらの課題に対処する研究の優先順位を勧告することができたと声明しております。

なお、食品中のマイクロプラスチックに関しては、魚介類で高濃度な部分があるということで、特に胃とか腸がその部分に当たる訳ですけれども、通常だとこの部分は取り除かれて販売されておりますので、消費者にこのマイクロプラスチックのばく露はないというような声明になっております。

ただ一方、甲殻類とか二枚貝、こちらにおいては消化器官も摂食するということですので、多少ばく露があるというような内容になっているようです。

次に、EUから出ておりますグリホサート関係の情報ということになります。EUは6月30日、グリホサートの認可期間を延長する委員会施行規則、2016/1056という番号になるのですけれども、これの官報を公表したという情報です。

グリホサートの認可期間ですが、これは報道とかでも出ていたかと思えますけれども、ことしの6月30日、もう既に時期は過ぎているのですけれども、ここで失効するということがでしたが、この規則によりまして、ECによる欧州化学品庁のリスク評価委員会の意見書の受領日から6カ月、ただし遅くとも2017年12月31日まで延長されることになったということです。まだECによる欧州化学品庁のリスク評価委員会の意見書が受理されているという情報は届いておりませんので、今のところ最大延びても来年の12月31日までは認可期間があるというような感じかと思えます。

次に、微生物・プリオン・自然毒の分野です。CDC関係からです。CDCは6月14日、集団食中毒の検出及び解決のために国民ができることを提示したという情報になります。

食中毒の集団感染の調査というのが同様の集団感染を未然に防ぐためには非常に重要ということで、そのためにできることをそれぞれ提示したというのが内容になります。食中毒になった時にできることということで3つ挙げておりまして、地元の公衆衛生当局に報告する。担当医にお話をする。また、自分が食べたもの及び行動を書きとめるということが、まず食中毒になった時にできること。また、食中毒でない時にできることとして、また3つが提示されておりまして、買った商品はトレースできるようにお買い物カードの登録、こういうことをやっておいてください。また、食品ラベルの保管をしてください。これはちょっとハードルが高いかもしれませんが、あと、こういう調査に参加してくださいというような呼びかけをしているようです。

次に、その他の領域から、WHOの減塩に関するファクトシート、これは資料2-2で詳しくお話ししますので飛ばしまして、今回はこの塩関係の情報が続くのですが、香港の食品環境衛生署食物安全センターが6月15日に、消費者委員会との共同研究である「スープ中のナトリウム含有量」を公表したという情報になります。

同センターがトータルダイエツスタディをやったのですけれども、スープは香港の成人において食品に由来するナトリウムの2番目に多い摂取源であるということで、同センターが香港の飲食店でよく見られる13種類のスープ中のナトリウム含有量を調査したと。この結果として、ナトリウムの平均含有量はトムヤンクンスープが最も多くて、食塩相当量で1.32 g/100 g、一番少ないのが葛スープというもので、食塩相当量で0.35 g/100 gということです。ただ、研究では、やはり同じスープであっても調理方法によって大きな差があるということです。業界全体に対してスープを調理する際には食塩の使用量を減らす余地がまだありますよというような話を訴えているようです。

最後がコーデックス委員会の総会に関するところですが、コーデックス委員会は既にローマで6月27日から5日間開催されておりまして、その中で食品安全及び食品通商の公正な慣行に関する新しい国際スタンダード及びガイドラインが採択されたということで、主なものとしては、食品添加物の安全性、食品中の残留農薬及び米のヒ素レベルに関するスタンダード、薬剤耐性に関する委員会の今後の活動などが採択されたという情報です。詳しくはまたウェブの方ということで情報提供したいと思います。

続きまして、今回の食品安全に関する主な情報ということで、先ほどもちょっとお話ししましたとおり、今回、減塩に関するものが結構多いので、そのもとになるというか、WHOから6月20日に減塩に関するファクトシートが公表されたというところを詳しく目に情報として上げております。

ナトリウムの高摂取及びカリウム不足、これが高血圧の原因となって、心疾患及び脳卒中のリスクを高めるということで、WHOでは、ほとんどの人は1日平均9から12 g、日本人のレベルは次のページの一番下のところ、平成26年の国民健康・栄養調査報告の中で日本人の場合は平均で10.0 g、男性が10.9 g、女性が9.2 gということで、減少はしているのですけれども、やはりまだ2桁台ということで、ちょっと塩をとり過ぎている状況にな

っているということで、成人であれば、塩分の摂取量は1日5g未満に抑えると、血圧及び循環器疾患等々のリスク低減に役立つということを言っています。そうすると半分ぐらいにしないといけないので、結構大変なことになるのですけれども、そういうことで、その辺がいいと。

減塩が人々の健康改善のために国々がとれる最も費用対効果のすぐれた措置の一つであるということで、推定の死亡例も出しているようです。

ある種、一問一答的な誤解というところも出しておりまして、例えば一番最初にあるとおり、蒸し暑い日汗をかいたら食事にもっと塩分が必要というところですが、汗をかいても塩分はほとんど失われないので塩分の摂取は必要ない、水をたくさんとってくださいというお話とか、下から2つ目のポツで、高齢者だけが塩分摂取量の心配をすればよいというような話に対しても、どの年齢でも塩分の摂取し過ぎは血圧を上げるというような一問一答形式によるものも公表しているようです。

これに関して、当委員会でも、関連情報の中に入れましたけれども、例えば読み物版のマガジンなり、そういうもので発信するなり、リスクアナリシス連続講座というところでもそれを取り上げて、皆さんによく知っていただきたいというような形の活動をしております。

また、世界各国も、このWHOも出たのですけれども、例えば前回説明しましたFDAでも、これに対する業界の指針を公表するなり、フランス、チリ、英国、オーストラリア、ニュージーランドも、全体的にはこの減塩の活動を進めているということで、全世界的に減塩を進めようというような活動が今、進んでいるということかと思っております。

今後とも、当委員会としても、しっかりこの減塩をテーマにした情報提供は続けていこうかと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員　佐藤委員長からも塩のお話はよくお聞きしているのですけれども、ここにありますように、我が国でこの10年ぐらいで塩分摂取量が減っている傾向にある。一方で、今、長生きされているお年寄りの方々、これはもっと塩分の摂取量が多かったと思うのです。そういうところとどのように頭の中で矛盾なく自分自身、説明できるかというのは非常に難しいのですけれども。

○佐藤委員長　今の御質問は結構難しい話かと思うのですけれども、確かに昭和の時代に

塩分摂取量が多かったころは、若くして脳卒中になったりして亡くなった方も随分いて、それで恐らく減塩運動というのをかなり一生懸命やったのだろうと思います。そういう成果があらわれてはきているのだろうと思うのです。

今、年をとっている方々が過去に塩の摂取量が多かったからといって、ポピュレーションとして考えた場合には、そういう方まで全員に影響があらわれるというものでもないのだろうと思うのです。

あと、詳しくは分かっていないですけども、ソルト・センシティブな人とそうでない人がいるという話もありますので、その辺のところの違いが出てきているのかなと思います。

変なたとえ話かもしれませんが、ロンドンのマダムタッソーのろう人形館に日本人が2人いるのですが、吉田茂さんと泉重千代さんでしたか。2人とも、吉田茂さんは葉巻をくわえている、よく写真で見るスタイルでいるのです。それから、泉さんはたばこを吸って座っている姿でいるのです。たばこなんか健康に悪いというのは分かっているのですけれども、それをポピュレーションとして見た時にははっきり分かるのだけれども、個々人になってくると必ずしも全部当てはまる訳ではないというのが、人間集団で見た場合と個人で見た場合の健康影響の理解の難しいところだろうと思います。これでお答えになったでしょうか。

○熊谷委員 ありがとうございます。

つまり、ここにこのように記載されてありますけれども、非常に深淵な謎を含んでいるということが分かったのでよかったです。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 他に何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

(3) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週7月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、22日金曜日10時から「動物用医薬品専門調査会」が非公開で、14時から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第615回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。